

基安発 1225 第 1 号

平成 21 年 12 月 25 日

社団法人日本自動車工業会会長 } 殿
社団法人日本自動車車体工業会会長 }

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底と自主点検の要請について

平成 18 年 9 月 1 日から、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されたところであり、厚生労働省においては、平成 19 年 3 月 16 日付け基安発第 0316001 号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により貴会に対しその遵守の徹底を要請したところです。

しかしながら、今般、自動車関連部品取扱い事業者により石綿が含有されたブレーキパッド、ガスケットの譲渡等がなされていたことが明らかになる事案が相次いだことは極めて遺憾です。

つきましては、同種事案の再発を防止するため、貴会より傘下会員に対し、石綿を含有する自動車部品を取り扱っていないか自主的な点検を指導いただくとともに、その点検結果を平成 22 年 1 月 15 日までに本職宛てご報告下さるようお願い申し上げます。

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 殿

車体発 09 第 19

2010 年 1 月

(社) 日本自動車車体工業会

会長 高 木

石綿含有部品の譲渡等の禁止の自主点検結果報告

基案発 1225 第 1 号での御指示に基づき当会正会員対象に、石綿を含有する部品を取り扱っていないか自主点検を実施しました結果をご報告いたします。

記

1. 石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底

即日、(社) 日本自動車車体工業会の正会員企業 164 社に対し本件を通知、周知徹底を通知致しました。

2. 石綿含有部品を取り扱っていないかの自主点検

当会正会員のうち、バス・小型部会会員 10 社を除く 154 社に対して今回自主点検の要請をしました(バス・小型部会会員については、(社) 日本自動車工業会所属の親会社から自主点検を要請)。154 社からの回答結果をまとめると以下のとおりです。

- ・ 147 社については、2005 年の調査において石綿含有製品の使用は無く、今回の自主点検においても、石綿含有製品の使用がないことを確認致しました。
- ・ 1 社については、2005 年の調査において石綿含有製品の使用は無かったとの報告があったものの、今回の自主点検において、2005 年の調査以後、石綿の使用が新たに確認されたものです。しかし、2006 年 9 月 1 日以前に非石綿含有製品への代替化が完了されていることを確認いたしました。
- ・ 1 社  については、2005 年の調査において石綿含有製品の使用が 2 件あったものの、2006 年 8 月に非石綿含有製品への代替化が完了されていることを確認いたしました。また、2007 年 3 月に部品メーカーである  の報告により追加で 1 件(製品名: 防衛庁向け重レッカー用 2 連バルブパッキン)が確認されましたが、当該製品についても非石綿含有製品への代替化が完了されていることを確認いたしました。
- ・ 5 社については、2005 年の調査において石綿含有製品を使用しているとの報告があったものの、今回の自主点検において、2006 年 9 月 1 日以前に全て非石綿含有製品への代替化が完了されており、現在も石綿含有製品の使用がないことを確認致しました。

以上、のべ 154 社について、今回の自主点検の結果、石綿含有部品の使用について新たな事案は見当たらなかったことを確認いたしました。

なお、詳細については、別添のとおりです。

10 自事発第 011 号
平成 22 年 1 月 15 日

厚生労働省
労働基準局
安全衛生部長 殿

社団法人 日本自動車工業
会長 青木

石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底と自主点検の要請について（ご報告）

拝啓 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、早速ではございますが、標記ご要請（平成 12 月 25 日付）に関し、下記の通りご報告申し上げます。

なお、自主点検につきましては、一部の会員会社で点検作業に時間を要しております。つきましては、各社鋭意調査に全力を尽くすとともに、完了次第速やかにご報告申し上げますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当会ならびに当会会員各社は、今後とも石綿含有部品の全面的な使用禁止の徹底を図って参る所存でございます。

敬具

記

1. 石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底

即日、当会会員企業 14 社に対し周知徹底を通知致しました。

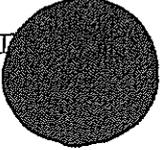
2. 石綿含有部品を取扱っていないかの自主点検（当該 2 社を除く 12 社）

- ▶ 8 社については、石綿含有部品の取扱いはないことを確認致しました。
- ▶ 残る 4 社については、調査が完了次第速やかにご報告申し上げます。

以上

10 自事発 第 031 号
平成 22 年 2 月 2 日

厚生労働省
労働基準局 安全衛生部長 殿

社団法人 日本自動車工業会
会長 青木 

石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底と自主点検のご要請について（ご報告）

拝啓 ますますご清祥の段、大慶に存じ上げます。

さて、標記ご要請につきましては、当会会員全社に対し「石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底」を通知するとともに、「自主点検」を指示し、対象 12 社中 8 社については石綿含有部品の取り扱いがなく、残る 4 社については点検を継続中である旨を 1 月 15 日付け書簡（10 自事発第 011 号）にて既にご報告申し上げました。

今般、残る 4 社の点検が完了しましたことから、その結果を次の通りご報告申し上げます。

◇ 3 社においては石綿含有部品の取り扱いはありませんでした。

◇ 1 社において石綿含有部品を取り扱っていたことが判明いたしました。

本件の詳細につきましては、当該社より、1 月 29 日に所轄の労働基準監督署へ通知した旨の報告を受けておりますが、貴省に対しましても、同社より後日改めてご報告申し上げます。

当会ならびに当会会員各社は、引き続き石綿含有部品の譲渡等の禁止の徹底に努めてまいり、所存でございますので、今後ともご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具